

第32号議案

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の件  
須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「港湾環境施設整備計画」を「港湾環境整備施設計画」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「ただし、市長が海岸の管理運営上特に必要があると認める場合は、この限りでない。」を削り、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、市長が海岸の管理運営上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第21条第1項第2号中「規則で定める時間帯において、拡声機又は拡声装置」を「拡声機、拡声装置」に改め、「装置をいう。）」の次に「若しくは音響再生装置（録音盤等のあらゆる媒体の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を再生する装置をいう。）又は楽器（電源を使用し、スピーカー又はこれに類するものが付属し、又は接続されているものに限る。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

第23条第1項第6号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める特別の理由があり、かつ、必要な安全対策を講じたときは、この限りでない。

第23条第1項第8号イの次に次のように加える。

ウ 緑地等の全部又は一部を独占して使用し、他の者の迷惑となる行為を  
すること。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。  
別表ウの項中「1,200円」を「2,500円」に改め、同表エの項中「972円」を  
「990円」に改め、同表オの項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表カの

項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表キの項中「12円96銭」を「13円20銭」に改め、同表クの項中「4円32銭」を「4円40銭」に改め、同表中

「

ケ アからスまでに掲げるもの以外のものの用に  
供するとき。

を

」

「

セ アからスまでに掲げるもの以外のものの用に  
供するとき。

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。ただし、別表ウの項からクの項までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

#### 理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、及び須磨海岸の利用適正化と健全化をさらに推進するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

須磨海岸を守り育てる条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(港湾施設の設置)

第3条 海岸のうち、神戸港に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項に規定する港湾計画に定める港湾環境施設整備計画須磨地区の区域内の緑地及び海浜を、港湾施設（以下「緑地等」という。）として設置する。

港湾環境整備施設計画

(騒音の発生の禁止等)

第21条 何人も、海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が海岸の管理運営上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 規則で定める時間帯において、規則で定める基準を超える音量の音又は音声を発生させること。 \_\_\_\_\_

ただし、市長が海岸の管理運営上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(2) 規則で定める時間帯において、拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。） \_\_\_\_\_

拡声器、拡声装置

若しくは音響再生装置（録音盤等のあらゆる媒体の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を再生する装置をいう。）又は楽器（電源を使用し、スピーカー又はこれに類するものが付属し、又は接続されているものに限る。） ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

\_\_\_\_\_を使用すること。 \_\_\_\_\_

(行為の禁止)

第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 略

(6) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(7) 略

(8) 次に掲げる行為を行うことによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の海岸の利用を妨げること。

ア 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること。

イ 粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すこと。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(9)～(12) 略

2, 3 略

別表 (第17条関係)

用途	使用料
略	略
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	1 平方メートル 1 月につき <u>1,200</u> 円
エ 業として写真 (広	1 人 1 日につき

ただし、規則で定める特別の理由があり、かつ、必要な安全対策を講じたときは、この限りでない。

ウ 緑地等の全部又は一部を独占して使用し、他の者の迷惑となる行為をすること。  
ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

	<u>2,500</u> 円

告写真を除く。)を 撮影するとき。	<u>972円</u>
オ 業として広告写真 を撮影するとき。	1日につき <u>32,400円</u>
カ 業として映画等を 撮影するとき。	1日につき <u>64,800円</u>
キ 興行, 競技会, 展 示会, 博覧会その他 これらに類する催し のため緑地等の全部 又は一部を占用する とき。	1平方メート ル1日につき <u>12円96銭</u>
ク 集会その他これに 類する催しのため緑 地等の全部又は一部 を占用するとき。	1平方メート ル1日につき <u>4円32銭</u>
略	略
<u>ケ アからスまでに掲 げるもの以外のもの の用に供するとき。</u>	略

	<u>990円</u>
	<u>33,000円</u>
	<u>66,000円</u>
	<u>13円20銭</u>
	<u>4円40銭</u>
<u>セ アからスまでに掲 げるもの以外のもの の用に供するとき。</u>	